



10月1日(木) スタート！がんばろう沼田！ 最大 20%戻ってくるキャンペーン

1010307

市では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者を応援するため、「PayPay(ペイペイ)」で買い物すると、PayPayボーナス(ポイント)が付与されるキャンペーンを10月1日(木)から実施します。

canbale! まちのお店

沼田市 × PayPay

payPayで沼田市を応援しよう!

当店で PayPay 残高での※お支払いで

最大 20% 戻ってくる

付与上限 2,000円相当 / 回、20,000円相当 / 期間

※ヤフーカード以外のクレジットカードは対象外
※後日PayPayボーナスを付与。出金・譲渡不可

簡単1分! PayPayアプリのダウンロードはこちら

キャンペーン期間:2020年 10月1日 ▶ 10月31日まで

対象店舗 上記「キャンペーン告知ポスター」を掲出している市内の PayPay加盟店が対象です。詳しくはアプリ上のマップをご確認ください

— PayPayに関する問合せ —
shopinfo-takasaki@paypay-corp.co.jp

10月1日(木)から 手数料や観覧料などが PayPayで払えます

1010354

市では次の支払いについて PayPayによるキャッシュレス決済を導入します。

①市民課、収納課、白沢・利根支所生活係、利南・池田・薄根・川田公民館で交付する住民票や納税証明書、各種閲覧などの手数料

実施期間

10月1日(木) ～ 31日(土)

付与内容

- ・1 決済あたりの付与上限 2,000円相当
- ・期間中の付与合計上限 20,000円相当
- ※ PayPay残高、ヤフーカード、PayPayあと払い(一括のみ)による決済が対象です

PayPay使い方説明会の開催

とき 10月10日(土) ①午前10時②午後2時

ところ テラス沼田4階防災会議室

申込み・問合せ 産業振興課産業振興係 ☎内線 5002

PayPay の利用方法

ステップ1

PayPay アプリをダウンロード



ステップ2

PayPay を始めよう!



ステップ3

お店でコードを見せるほか、お店にあるコードを読み取って支払いをする

新しい生活様式を継続し、 一人一人に合わせた習慣化を



新型コロナウイルスの感染防止対策は、「日常での予防」と「社会・経済活動」を両立させていくことが大切です。手洗いや手指の消毒、マスク着用といった基本的な予防をはじめ、3密を避ける、小まめに換気をするなどの「新しい生活様式」を継続する必要があります。無理なく続けていけるように、自身の健康状態を把握し、一人一人の生活に合わせて習慣化していきましょう。

問合せ 健康課予防係 ☎内線 3161

外出前には

- ☐ 体温を測る
- ☐ 体調が優れないと感じたら、外出しない
- ☐ 外出先の混雑状況をチェックする

外出先では

- ☐ 建物に入る前には手指を消毒する
- ☐ 人との間隔を取る
- ☐ キャッシュレス決済を活用する

帰宅したら

- ☐ 使い捨てマスクを外して捨てる
- ☐ 石けんで丁寧に手を洗い、うがいを
- ☐ スマホを消毒する

自宅や屋内では

- ☐ 小まめに換気をする
- ☐ 人が多く集まる会合などの開催を控える
- ☐ 不特定多数が使うものには消毒する

発熱時はまず、かかりつけ医などに電話を

発熱などの症状が出て新型コロナウイルスが疑われる場合は、事前にかかりつけ医などの医療機関に電話相談し、医師の指示に従って受診してください。

●新型コロナウイルスに関する相談

群馬県新型コロナウイルス感染症コールセンター

午前9時～午後9時 ☎0570-082-820
上記以外の時間帯 ☎027-223-1111

今年限定 子ども・妊婦さんなど対象 1010358

インフルエンザ予防接種費用を助成

冬季の新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、今年に限り、子どもと妊婦さんなどにインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

予防接種期間 10月1日(木)～12月31日(木)

対象機関 利根沼田地域の医療機関

対象 接種日現在、生後6カ月以上19歳以下、または妊娠中の市民

助成額 2,000円(1人1回限り)

持ち物 市民、および年齢を証明できるもの、母子健康手帳(持っている人)、自己負担金(接種費から助成額を差し引いた額)

その他 接種時期は下記のとおりご協力ください

○65歳以上の人など(定期接種対象者)

10月1日(木)以降

○子ども、妊婦、上記以外の人

10月26日(月)以降

問合せ 健康課予防係 ☎内線 3162

介護事業所など対象 1010340

介護従事者慰労金を支給

新型コロナウイルスの感染防止を講じながら介護サービスの継続に努められた介護事業所などで働く人に対して、慰労金を支給します。

対象 市内の介護事業所などに勤務、または市内在住で市外の事業所などへ勤務する人

※過去に勤務していた人も含む

期間 勤務した日が、今年2月11日(火)から6月30日(火)までの間に延べ10日以上

支給額 3万円(1人1回限り)

申請方法 介護事業所などによる一括申請、事業完了後に実績報告書を提出

※できない人は、個人で申請

申請期限 来年2月26日(金)

その他 詳細は郵送書類、または市HPでお知らせします

申請・問合せ 介護高齢課介護保険係 ☎内線 3145